

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

道路後退用地の整備等に関する協議書

道路後退用地の整備等について、令和5年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第4条の規定により、添付書類を添えて協議します。

なお、当該整備は、私が工作物等を撤去し分筆を行った上で、〇市が用地を購入して整備すること（〇市が用地の寄贈を受け整備すること）を希望します。

この本協議については、当該年度のみ有効なものとして同意します。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 添付書類

- (1) 案内図及び後退用地等の全景写真
- (2) 公図の写し(法務局備え付けの直近のもの)
- (3) 土地の全部事項証明書（法務局備え付けの直近のもの）
- (4) 同意書(土地所有者が複数の場合)
- (5) 建築確認を受けた配置図の写し又は狭あい道路に面していることを証する書類

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

道路後退用地等売却申出書

道路後退用地等について、市に売却したいので、令和5年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申出します。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 添付書類

- (1) 公図の写し(法務局備え付けの直近のもの)
- (2) 地積測量図(法務局備え付けの直近のもの)
- (3) 売却する土地の全部事項証明書(法務局備え付けの直近のもの)
- (4) 土地所有者の印鑑証明書

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

道路後退用地等寄附申出書

道路後退用地等について、市に寄附したいので、令和5年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申出します。

記

1 土地の表示

石岡市

地 目

面 積

2 添付書類

- (1) 公図の写し(法務局備え付けの直近のもの)
- (2) 地積測量図(法務局備え付けの直近のもの)
- (3) 寄附する土地の全部事項証明書(法務局備え付けの直近のもの)
- (4) 土地寄附証書及び登記承諾書
- (5) 土地所有者の印鑑証明書

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請書

令和5年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第11条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-------------|----|
| 1 補助金交付申請額 | 円 |
| 内訳（分筆測量補助金 | 円） |
| （既存塀等の撤去補助金 | 円） |

2 添付書類

- (1) 土地家屋調査士等による見積書及び見積根拠の写し
- (2) 既存塀等の撤去に係る図面や算定表（既存塀等の撤去補助がある場合）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金変更申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった分筆測量（既存塀等の撤去）補助金について、下記のとおり変更したいので、令和5年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| | 内訳（分筆測量補助金 | 円） |
| | （既存塀等の撤去補助金 | 円） |
| 2 | 変更後の補助金の申請額 | 円 |
| | 内訳（分筆測量補助金 | 円） |
| | （既存塀等の撤去補助金 | 円） |
| 3 | 変更の内容 | |
| 4 | 変更の理由 | |
| 5 | 添付書類 | |
| | (1) 変更後の書類の写し | |

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金交付申請取下書

年 月 日付で交付決定通知のあった分筆測量（既存塀等の撤去）補助金について、令和5年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第16条第1項の規定により、申請を取下げます。

記

取下げの理由

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

分筆測量（既存塀等の撤去）補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった狭あい道路整備事業について、令和5年度石岡市狭あい道路整備事業実施要綱第18条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額	円
内訳（分筆測量補助金	円）
（既存塀等の撤去補助金	円）

2 添付書類

- (1) 分筆測量補助に係る領収書の写し
- (2) 補助事業完了後の後退用地等の全景写真
- (3) 公図の写し（法務局備え付けの直近のもの）
- (4) 地積測量図（法務局備え付けの直近のもの）
- (5) 後退用地等の全部事項証明書（法務局備え付けの直近のもの）